

令和3年度 全国高等学校総合体育大会
第71回全国高等学校スケート競技
・アイスホッケー競技選手権大会

青森県実行委員会 設立会



日 時 令和3年5月

実行委員会設立に際して

1. 実行委員会設立までの経過

2. 審議事項

第1号議案 青森県実行委員会の会則（案）について

第2号議案 青森県実行委員会役員の委嘱（案）について

令和3年度全国高等学校総合体育大会 第71回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会 青森県実行委員会設立までの経過

令和2年	月	日	全国高等学校体育連盟会長から青森県高等学校体育連盟会長と青森県教育長宛に大会開催についての依頼文書
令和2年	7月	21日	青森県高等学校体育連盟会長・青森県教育長の連名で、全国高等学校体育連盟会長宛に承諾書の提出（回答文書）発送
令和3年	1月		組合せ抽選会視察 → 中止
令和3年	1月	12日	全国高等学校体育連盟会長から青森県高等学校体育連盟会長・青森県教育長宛に開催地の決定文書
令和3年	1月		令和2年度高等学校総合体育大会視察 → 中止
令和3年	2月	1日	青森県実行委員会準備室設立
令和3年	3月	3日	ポスター図案、スローガン、メダルデザイン募集
令和3年	5月		青森県実行委員会役員委嘱
令和3年	5月		青森県実行委員会設立会（会則・役員構成の審議）
令和3年	5月		第1回青森県実行委員会（予算・各要項・事業計画の審議）

第1号議案

令和3年度全国高等学校総合体育大会
第71回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会
青森県実行委員会の会則（案）について

令和3年度全国高等学校総合体育大会第71回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会を青森県を会場にして開催するにあたり、青森県実行委員会の会則を別紙のとおり制定したい。

第2号議案

令和3年度全国高等学校総合体育大会
第71回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会
青森県実行委員会役員の委嘱（案）について

令和3年度全国高等学校総合体育大会第71回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会青森県実行委員会会則第5条、第6条第2項、第6条第3項、第6条第4項に基づき、役員、顧問、参与及び委員を別紙の通り委嘱したい。

令和3年度 全国高等学校総合体育大会
第71回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会
青森県実行委員会会則(案)

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は令和3年度全国高等学校総合体育大会第71回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会青森県実行委員会（以下「本会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」に基づき、令和3年度全国高等学校総合体育大会第71回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会（以下「大会」という）を開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な総合企画に関すること。
- (2) 文部科学省、(公財)日本スポーツ協会、(公財)全国高等学校体育連盟、(公財)日本スケート連盟、(公財)日本アイスホッケー連盟及びその他の関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (3) 大会開催に必要な施設・設備に関すること。
- (4) 役員、選手等の宿泊及び輸送に関すること。
- (5) 大会開催に必要な資金の調達並びに経理に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組 織

(構 成)

第 4 条 本会は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 大会の準備及び運営に関わる機関または団体に属する者。
- (2) 前号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者。

(役 員)

第 5 条 1 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監 事 若干名

2 本会に顧問及び参与を置くことができる。

(役員を選任)

第 6 条 1 会長は青森県高等学校体育連盟会長をもってあてる。

- 2 副会長、常任委員は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問、参与は会長が委嘱する。
- 4 監事は、第4条の規定に準じ、委員以外のものから会長が委嘱する。

(職務)

- 第 7 条
- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
 - 3 常任委員は、会務執行上必要な事項を審議し推進する。
 - 4 委員は、重要事項を審議し決定する。
 - 5 監事は、本会の会計を監査する。
 - 6 顧問は重要な会務について会長の諮問に応じる。
 - 7 参与は重要な会務について参与する。

(任期)

- 第 8 条 本会委員及び監事の任期は、本会の目的を達成するまでとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

第3章 会 議

(会議)

- 第 9 条 本会に次の会議を置き、会長が必要に応じてこれを招集する。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(総会)

- 第 10 条
- 1 総会は、会長、副会長、常任委員、監事及び委員をもって構成する。
 - 2 総会は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 本会の事業及び運営の基本方針に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認めた事項に関すること。
 - 3 総会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(常任委員会)

- 第 11 条
- 1 常任委員会は、会長、副会長、常任委員をもって構成する。
 - 2 常任委員会は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまがない場合における緊急な事項に関すること。
 - (3) 財務に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認めた事項に関すること。
 - 3 常任委員会には、前条第2項の規定を準用する。

(専決処分)

- 第 12 条
- 1 会長が総会又は常任委員会を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項についてこれを専決することができる。
 - 2 会長は前項の規定により専決したときは、これを次の総会又は常任委員会において報告し、承認を求めなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

- 第 13 条 1 本会の事務を処理するため、青森県立八戸西高等学校に事務局を置く。
2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会計

(経費)

- 第 14 条 本会の経費は、補助金・負担金・寄付金・参加料及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第 15 条 本会の歳入歳出予算は、総会の議決によって定め、歳出歳入は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第 16 条 本会の会計年度は、令和3年4月1日に始まり、令和4年2月28日に終わる。

第6章 補則

- 第 17 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

- 第 18 条 本会はその目的が達成されたときに解散する。

附 則

この会則は、令和3年5月〇〇日から施行する。

